

四日市市インターンシップ実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、四日市市（以下「市」という。）が大学院、大学、短期大学及び高等専門学校、高等学校（以下「大学等」という。）からの要請により、大学等が派遣する学生及び生徒（以下「研修生」という。）を受け入れて実施するインターンシップ（以下「研修」という。）に関して基本的な事項について定める。

(目的)

第2条 市は、学生及び生徒の職業意識の向上のための就業体験の機会を提供するとともに、行政分野の業務内容を理解させ、社会人としての責任感や自立心を醸成することを目的として、大学等から研修生を受け入れるものとする。

(研修生の受入手続)

第3条 大学等は、授業の一環として、市の本庁各課又は出先機関において学生及び生徒の研修を希望する場合は、市に対して、研修の申込みを行うものとする。

2 市は、大学等から研修の申込みがあったときは、市の業務に支障がないことに留意して、研修生の受入れを決定するものとし、四日市市インターンシップ受入決定通知書（第1号様式）により、大学等へ通知する。

3 市は、受入れを決定した場合は、事前に、大学等と協定書（第2号様式）を締結するものとする。

(研修生の身分)

第4条 研修生の身分は、四日市市の職員としての身分を保有せず、派遣元の学生及び生徒の身分を有したまま受け入れる。

(研修期間)

第5条 本実施要領の対象となる研修期間は、原則として2週間以内とし、必要に応じ、市と大学等とが協議して定めるものとする。

(研修時間)

第6条 研修生の研修時間は、原則として月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までとし、市の研修受入れに係る指導体制等を勘案し、市と大学等が協議して定めるものとする。

(研修内容)

第7条 受入候補先となる所属長は、研修生の研修内容等について総務部職員研修所長と協議のうえ決定する。

(報酬等)

第8条 研修生の報酬及び旅費その他の研修にかかる経費については、原則として研修生又は大学等の負担とする。

(研修中の事故等)

第9条 大学等及び研修生は、研修中の事故に備え、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、研修中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

2 研修生が故意又は過失により市又は第三者に損害を与えた場合は、大学等及び

研修生は、市又は第三者に対して連帯して責任を負うものとする。

(服務)

第 10 条 研修生は、研修期間中、市の職員が遵守すべき法令及び条例等を遵守するとともに、市の職員の指導、監督及び指示に従い、研修に専念しなければならない。

2 研修生は、市の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。

3 研修生は、研修中に知り得た情報（公開されているものを除く。）を漏らしてはならない。研修終了後も同様とする。

4 研修生は、要領の規定を遵守するため、市に対して、誓約書（第 3 号様式）を事前に提出しなければならない。

5 市は、研修生が、前 4 項の規定に反する行為を行ったとき、研修を継続することにより業務に支障が生じる場合又はその他当該研修目的を達成することが困難であると認めた場合は、研修期間終了前であっても、事前にその旨を大学等の長に通知したうえ、研修を中止することができる。

(その他)

第 11 条 この要領に定めるもののほか、研修生の受入れに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 24 年 6 月 28 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。